



Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法：日本と韓国の比較研究を通じて(九)：報告三 韓国独占規制法における課徴金制度
Author(s)	洪, 復基; HONG, Bok Ki; 中山, 武憲 他
Description	資料
Citation	北大法学論集, 50(2), 132-152
Issue Date	1999-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27958
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(2)_P132-152.pdf



報告三 韓国独占規制法における課徴金制度

洪復基
中山武憲 記

I 序論

韓国独占規制法には、法違反行為に対する是正・制裁措置として、警告、是正勧告、是正命令、課徴金賦課、検察への告発を通じた刑事罰の賦課がある。

一九八一年以降一九九六年末までの期間中、公正取引委員会の事件類型別、是正措置別是正実績は、〈表1〉のとおりである。〈表1〉によれば、公正取引委員会による法違反行為の是正は、警告、是正命令、是正勧告（二〇・八％）、課徴金、告発の順となっており、課徴金は、相対的に少ないことがわかる。しかし、一九九二年からは、〈表2〉にみるとおり、課徴金の比率は高まり、〈表3〉においても、毎年、課徴金賦課

実績件数と賦課金額が高まっていることがわかる。

したがって、独占規制法が一九八〇年に制定されて以降、施行初期とみることのできる一九九〇年初期までは、独占規制法違反に対する抑止力は、公正取引委員会の警告、是正勧告、是正命令等を通じて維持・確保されており、課徴金、損害賠償、刑事罰制度は、極めて制限的に活用されてきた。このような制度運用方式は、政府主導の権威主義的経済政策下では、すこぶる効率的な方式であった。すなわち、過去には、政府の決定それ自体に権威と執行力があり、別途の行政的、法的制裁措置がなくても、民間企業の従順な対応が確保できた。

しかし、一九九二年金泳三政権から本格的に展開され始めた民間主導の民主的経済政策下では、民間部門の役割と影響力の

（1981年～1996年）

〈表1〉違反・措置類型別 是正実績

措置類型 違反類型	告発	課徴金 賦課	是正 命令	是正 要請	是正 勧告	警 告	計
市場支配の事業者濫用行為		1	14		5	5	25
企業結合制限	1		3			438	442
経済力集中抑制	4	15	49		8	69	145
不当共同行為	3	24	65		34	89	235
事業者団体違反	13		177		61	223	474
不公正取引行為	39	136	1,065		767	1,786	3,793
不当国際契約					80	2,258	2,338
不公正約款			44	23	181		248
不公正下請	48		524		66	1,942	2,580
計	108	176	1,941	23	1,202	6,810	10,084

〈表2〉違反・措置類型別 是正実績

年度 類型	81-89	90	91	92	93	94	95	96	計
告発 (課徴金)	17 (-)	5 (-)	9 (-)	8 (-)	7 (-)	13 (-)	33 (2)	16 (1)	108 (3)
是正命令 (課徴金)	651 (1)	84 (-)	173 (1)	159 (9)	219 (24)	207 (68)	199 (49)	249 (21)	1,941 (173)
是正要請	6	1	2	-	3	4	3	4	23
是正勧告	553	68	78	39	58	108	119	179	1,202
警告	3,226	420	610	416	496	452	572	618	6,810
計	4,453	578	872	622	783	784	926	1,066	10,084

〈表3〉年度別課徴金賦課実績
(百万ウォン)

年度	区分 件数	事業者数	課徴金額
1988	1	6	2,097
1991	1	7	270
1992	9	15	3,375
1993	24	64	1,070
1994	68	104	2,574
1995	51	64	4,918
1996	22	65	16,274
計	176	325	30,578

増大によって、政府の決定に対する民間の自発的な従順な対応を期待することが困難となることが予想され、実際にも、そのようになつた。したがって、公正取引委員会は、一九九二年から独占規制法制度の実効性を確保するために、課徴金制度を積極的に活用してきたものとみることができ、今後においても、法違反行為に対する制裁力として、課徴金制度が積極的に活用されることが予想される。

一方、韓国独占規制法上の課徴金は、行政制裁として、公正取引委員会の裁量に委ねられているので、課徴金賦課の客観性、

公正性、一貫性を害するおそれが多い。このため、公正取引委員会は、施行令九条二項により、一九九七年四月二十九日、「課徴金算定方法及び賦課指針」を制定し、一九九八年七月一日には、「経済力集中抑制施策違反行為に対する課徴金賦課基準」を制定し施行している。

本稿では、韓国独占規制法上の課徴金制度及びその問題点について検討し、次いで、右二種類の指針について、概括的に紹介することとする。

Ⅱ 独占規制法上の課徴金制度

1 概要

一般的意味において、課徴金とは、行政目的達成のために、行政上の義務履行確保手段の一つとして、義務違反をした行為者に対して、賦課、徴収する金銭的制裁の一種であるといことが出来る。ところで、独占規制法は、課徴金の賦課対象及び算定基準を個別的に規定しており(同法第六条、第十七条、第二二条、第二四条の二、第二八条等)、同法施行令において、算定方法、納付命令、徴収手続、返納申請等について規定している。更に、施行令第九条第二項の規定により、一九九七年四

東アジア文化と近代法（9）

〈表4〉 韓国の課徴金制度

	市場支配的 事業者	経済力集中 抑制	不当共同 行為	不正 取引行為	再販売価格 維持行為	不当な 国際契約 締結
根拠条項	第6条	第17条	第22条、 28条	第24条の 2	第31条の2	第34条の 2
賦課対象	「濫用行為」 の場合	相互出資 新規債務保 証禁止 企業結合制 限違反	事業者又 は事業者 団体の不 当共同行 為	法23条1 項各号の 不正取引 行為をし た場合	法29条1 項に違反 する再販 売価格維 持行為	法32条1 項本文に した団体 事業者又 は事業者
課徴金上限	直前3ヶ 年の売上 額の3% 売上額が ないとき は10億ウ ォン	原則 法違反金 額の10% 役員兼任 は5億ウ ォン	事業者 売上額の 5% 売上額が ないとき は10億ウ ォン 事業者団 体5億ウ ォン 構成事業 者の5%	売上額の 2% 売上額が ないとき は5億ウ ォン	売上額の 2% 売上額が ないとき は5億ウ ォン	事業者団 体5億ウ ォン 事業者 売上額の 2% 売上額が ないとき は5億ウ ォン
裁量権有無	有	有	有	有	有	有

月二十九日、「課徴金算定方法及び賦課指針」を用意し、施行している。

〈表4〉は、韓国独占規制法における課徴金制度を要約した

ものであり、根拠条項、賦課対象、課徴金額の上限、課徴金を賦課するか否か、及び課徴金額算定における公正取引委員会の裁量の有無等について示している。

2 意見陳述機会の付与

公正取引委員会は、課徴金納付命令をする前に、当事者又は利害関係人に意見を陳述する機会を与えなければならず（法第五二条第一項）、当事者又は利害関係人は、公正取引委員会の会議に出席して、その意見を陳述し、又は必要な資料を提出することができる（法第五二条第二項）。

3 課徴金の決定時における参酌事由

独占規制法は、課徴金を賦課するにあたり、客観性及び公正性を高めるため、①違反行為の内容及び程度、②違反行為の期間及び回数、③違反行為により取得した利益の規模等を参酌することとした（同法第五五条の三第一項）。

4 課徴金徴収通知及び納付期限

公正取引委員会は、課徴金を賦課しようとするときは、その違反行為の種類及び当該課徴金の額を明示して、これを納付す

資 料

ることを、書面により通知しなければならない（施行令第六一条第一項）。通知を受けた者は、通知があつた日から六〇日以内に、公正取引委員会が定める受納機関に、課徴金を納付しなければならぬ。ただし、天災地変、その他止むを得ない事由により、その期間内に、課徴金を納付することができないときは、その事由がなくなつた日から三〇日以内に、納付しなければならぬ（施行令第六一条第二項）。課徴金を納付期限までに完納しないときは、納付期限の翌日から、滞納した課徴金に対して、年率一〇〇分の六に相当する加算金を徴収する（施行令第六一条第三項）。

5 課徴金納付期限の延長及び分割納付

公正取引委員会は、課徴金の額が大統領令に定める基準（売上額⁽¹⁾に一〇〇分の一を乗じて得た金額又は一〇億ウォンをいう。）を超過する場合であつて、一定の事由（①災害又は盗難等により、財産に著しい損失を受けたとき、②事業与件の悪化により、事業が重大な危機にあるとき、③課徴金を一時に納付することにより、資金事情に著しい困難の生ずることが予想される時、④その他第一号から第三号までに準ずる事由があるとき）により、課徴金納付義務者が課徴金の全額を一時に納

付することが困難であると認めるときは、納付期限を延長し、又は分割納付させることができ、この場合、必要があると認めるときは、担保を提供させることができる（同法第五五條の四第一項）。

納付期限の延長は、その納付期限の翌日から一年を超えることができない（施行令第六二条第二項）、分割納付をさせる場合には、各分割された納付期限の間隔は、六月を超えることができず、分割回数には、三回を超えることができない（施行令第六二条第三項）。

課徴金納付義務者が、課徴金納付期限の延長又は分割納付の申請をしようとするときは、その納付期限の一〇日前までに、公正取引委員会に申請しなければならない（同法第五五條の四第二項）。公正取引委員会は、納付期限が延長され又は分割納付が許容された納付義務者が、その納付期限内に納付せず、又は担保の変更、その他担保の保全に必要な公正取引委員会の命令を履行せず、若しくは強制執行、競売の開始、破産宣告、法人の解散、国税若しくは地方税の滞納処分を受けたとき等、課徴金の全額又は残余金を徴収することができないと認めるときは、納付期限の延長又は分割納付の決定を取消し、一時に徴収することができる（同法第五五條の四第三項）。

6 課徴金の徴収及び滞納処分

公正取引委員会は、課徴金納付義務者が、納付期限内に課徴金を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日の前日までの期間について、加算金を徴収することとし、期間を定めて督促を行い、その指定された期間内に納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができるようにした（同法第五五條の五第一項、第二項）。

7 異議申立てと不服の訴

公正取引委員会の課徴金賦課処分に対して不服がある者は、その処分の告知を受けた日から三〇日以内に、その事由を添えて、公正取引委員会に異議の申立てをすることができる（法第五三條第一項）。公正取引委員会は、異議の申立てに対して、三〇日以内に裁決をしなければならない（法第五三條第二項）。また、異議申立てに対する委員会の裁決について不服の訴を提起しようとするときは、異議申立てに対する裁決の告知を受けた日から三〇日以内に、これをしなければならない（法第五四條）。異議申立てに対する不服の訴は、公正取引委員会の所在地を管轄するソウル高等法院の専屬管轄とする（法第五五條）。

III 課徴金制度の特徴

独占規制法上の課徴金の法的性格については、日本と同様に不当利得還収説、行政制裁説、不当利得還収及び行政罰的性格をすべて有するとする折衷説が対立しているが、九六年一二月に改正された独占規制法においては、課徴金賦課及び徴収に関する別途の章を新設し、同法第五五條の三に、課徴金賦課における参酌事由を列挙し、更に、個別的な課徴金賦課対象に関する規程において、課徴金を賦課するか否か、及び金額算定における公正取引委員会の裁量を認めていることを思うとき、独占規制法上の課徴金は、同法の実効性確保のための制度として、行政制裁の性格を有する行政上の措置とみることができる。

一方、課徴金を行政制裁とみる場合、独占規制法第六六條等の刑罰と関連して、二重処罰禁止原則に違反することがないかという疑問が生じ得る。独占規制法上の課徴金は、違反行為者に対して、経済的負担を強制するものであるため、行政制裁としての性格を有しているとしても、行政刑罰とは、性格が全く異なる納付下命とみることができ、したがって、独占規制法第六六條以下の刑罰が課される場合にも、二重処罰禁止原則に違反することがないとみるのが、多数の見解である。

IV 課徴金制度の問題点

日本においては、課徴金賦課対象を不当な共同行為（カルテル）に限定しており、法違反行為が発生したならば、必ず課徴金の納付を命じなければならず、課徴金を画一的基準により算定し、公正取引委員会の裁量は、ほとんどない。

しかし、韓国独占規制法においては、右にみたとおり、課徴金賦課対象行為がカルテルに限定されておらず、法違反行為に対して課徴金を賦課するか否かや、具体的算定額は、公正取引委員会の判断に一任されている（行政制裁説）。したがって、公正取引委員会は、個別事件に対する課徴金算定時、法違反者が得た不当利得を個別的に算定する必要がなく、法違反期間に発生した売上額に、一定比率を乗じて得た額を上限とし、個別事件の事情を考慮して、委員会の裁量により賦課する。

したがって、韓国独占規制法上の課徴金制度の運用は、公正取引委員会に多くの裁量が付与されている点では、個別的事情を考慮して、制度の弾力的運用が可能であるという長所があり、法違反間に、不公平性が生じ、予測可能性及び法的安定性を害するようになる短所があると言われる。日本では逆に、韓国の長所が短所となり、短所が長所となると指摘することができる。

このような問題点を改善するために、特に、次の二点を考慮しなければならない。

1 判断基準の具体化

独占規制法違反行為に対して、是正命令、課徴金、告発のうち、いかなる制裁措置を取るかや、課徴金を賦課するか否かについては、明確な基準の設定が必要である。このために、法違反行為の内容を類型化して、違反の程度による課徴金判定基準を明確にする必要がある。

2 算定基準の差等化（非画一化）

現行法上、課徴金算定基準は、業種別、企業別の特性を考慮せず、画一的に規定しており、課徴金算定額を単純に一定金額の範囲内に定めていることにより、裁量が濫用される素地が大きく、その適正さをめぐって、非難の余地が多い。課徴金の法的性格が金銭的制裁を通じた独占規制法上の実効性確保にあるとしても、法違反行為による経済的、社会的弊害を比較衡量するならば、業種別に差等を設けることが衡平に適うのである。同じく、企業規模別にみても、独占占及び経済力集中の弊害が少なくないものがあることを想起するならば、大企業と中小

企業に対する課徴金算定基準に差等を設ける必要がある。

V 課徴金制度に関する公正取引委員会の準則制定(資料)

課徴金算定基準及び賦課指針

注

制定一九九七年四月二九日

(1) ここにいう売上額は、施行令第九条第一項に定められている。施行令第九条第一項「法第六条(課徴金)本文、法第二二条(課徴金)本文、法第二四条の二(課徴金)本文、法第二八条(課徴金)第二項本文、法第三一条の二(課徴金)本文及び法第三四条の二(課徴金)本文において「大統領令に定める売上額」とは、当該事業者の直前の三事業年度における平均売上額(以下「課徴金賦課基準売上額」という。)をいう。ただし、当該事業年度の初日において、事業を開始して三年を経過しないときは、その事業を開始した後直前の事業年度末日までの売上額を年平均売上額に換算した額とし、また、当該事業年度に事業を開始したときは、事業を開始した日から遡(反)行為日までの売上額を年間売上額に換算した額とする。」

1 目的

本指針は、独占規制及び公正取引に関する法律(以下「法律」という。)第六条(市場支配的地位の濫用行為に対する課徴金)、第二二条(不当な共同行為に対する課徴金)、第二四条の二(不公正取引行為に対する課徴金)、第二八条(事業者団体禁止行為に対する課徴金)、第三二条の二(再販売価格維持行為に対する課徴金)、第三四条の二(不当な国際契約締結行為に対する課徴金)及び同法施行令(以下「施行令」という。)第九条(課徴金の算定方法)、第一〇条(売上額がない場合等)に規定する課徴金賦課基準売上額の適用基準時点及び決定順序並びに「売上額がない場合における課徴金」(以下「定額課徴金」という。)の課徴金賦課基準、違反行為類型別、具体的課

料
徴金額算出方法及び義務的参酌事由の種類及び反映方法について明確にすることを、その目的とする。

2 課徴金賦課基準売上額の適用基準時点

(1) 施行令第九条第一項において「直前の三事業年度」及び「当該事業年度」とは、「違反行為終了の日」を基準として、「直前」又は「当該」に当たるか否かを判定する。

(2) 違反行為終了の日が明瞭でないときは、下記「3(2) 違反行為日の概念」におけると同様の方法により、推定することができる。

3 課徴金賦課基準売上額の決定順序

(1) 法律及び施行令の規定に基づき、次の順序により、課徴金賦課基準売上額を定める。

ア 事業者の直前の三事業年度における平均売上額（施行

令第九条第一項本文）

イ 事業者が、当該事業年度の初日現在において、事業を

開始してから三年が経過していないとき（例…二年、一年七ヶ月）は、その事業を開始した後直前の事業年度末日までの売上額を、年平均売上額に換算した額（施行令第九条第一項但書前段）

ウ 事業者が、当該事業年度に事業を開始したときは、事業を開始した日から違反行為日までの売上額を、年間売上額に換算した額（施行令第九条第一項但書後段）

エ 定額課徴金（施行令第一〇条）

（ア） 営業を開始していないか、又は営業を中断する等により、営業実績がないとき（第一号）。

（イ） 売上額算定資料の提出を拒否するか、又は虚偽の

資料を提出したとき（第二号）

（ウ） その他客観的な売上額の算定が困難なとき（第三号）

例① 直前の事業年度又は当該事業年度中に、売上額が発生したか、又は営業の初期に発生した額が極めて微少であり、これを基礎に年平均売上額又は年間売上額に換算するには、その代表性が薄弱であり、売上額換算の客観性が担保されないとき

② 事業年度中の売上額関連資料が、火災、盗難等により滅失するか、又は捜査機関により押収され、若

しくは税務調査を受ける等により、課徴金算定資料として、使用することが困難なとき等

(2) 違反行為日の概念

ア 施行令第九条第一項但書後段において「違反行為日」とは、違反行為の「終了の日」をいう。

イ しかしながら、課徴金額を算定するにあたり、事業を開始した日から違反行為終了の日までの売上額を基礎とする。

ウ ただし、違反事業者の会計実務慣行上、違反行為終了の日までの売上額算定資料を保有していないときは、該当事業者が保有している直近の日までの売上額算定資料を基礎として、課徴金額を算定する。

エ 違反行為が課徴金賦課処分時までに終了していないときは、違反行為終了の日は、課徴金賦課処分時とみなす。

オ 課徴金賦課処分時までも違反行為を継続していたという事実は、実際に課徴金額を算定するときに、これを勘案して賦課する。

カ ここにおいて、課徴金賦課処分時とは、「委員会の議決日」をいう。

キ 違反行為が二日以上行われているが、連続して行われ

ていないときは、行為の種類、性格、日時、動機等諸般の事情を考慮して、経済的、社会的事実関係が同一であると認められる範囲において、一の違反行為とみなし、その終了の日を当該違反行為の終了の日とみなす。

ク 違反行為終了の日が明らかでないときは、事業者の営業、財務関係資料、役員、取引関係人等の陳述、同種又は類似の業種を営む他の事業者の営業及び取引実態、慣行等を考慮して、その日を推定することができる。

(3) 課徴金賦課基準売上額の計算方法

ア 施行令第九条第一項本文部分…直前の三事業年度における売上額を合算し、次いで、これを三(ケ年)で除して算出した数値が、事業者の直前三事業年度における平均売上額となる。

イ 施行令第九条第一項但書前段部分…事業を開始した日から直前の事業年度末日までの売上額を合算し、次いで、その合計額を期間の日数で除して算出した数値に三五(日)を乗じて得た数値が、事業日の年平均売上額となる。

ウ 施行令第九条第一項但書後段部分…事業を開始した日から違反行為日までの売上額を合算し、次いで、その合

計額を期間の日数で除して算出した数値に三六五(日)を乗じて得た数値が、事業者の年間売上額となる。

4 課徴金賦課基準

(1) 大原則

ア 法律及び施行令に規定する課徴金賦課基準売上額に違反行為類型別所定の比率を乗じて得た額又は定額課徴金額は、委員会が賦課することのできる課徴金の額の法定上限を定めるものであることに、その意味がある。

イ 下記基準は、一応の基準に過ぎず、委員会は、事実により、義務的参酌事由等を考慮し、競争制限性が大きいと認めるときは、法律及び施行令上の最高上限範囲である、この基準に厳格には縛束されずに、課徴金を賦課することができる。

(2) 不当な共同行為及び事業者団体禁止行為参加構成事業者
ア 不当な共同行為一般及び事業者団体禁止行為参加構成事業者

(ア) 「関連商品又は役務」の範囲を特定することができる。

き、その範囲に属する商品又は役務の売上額又は買入額を把握することができる。

a 「違反行為の期間」における「違反行為と関連する商品又は役務の売上額又は買入額(以下「売上額等」という。)」に法定賦課率である一〇〇分の五を乗じて得た額が、具体的課徴金賦課の上限として機能する。

b 「関連商品又は役務」の範囲は、社会的、経済的通念を基礎として決定するが、明らかとならないときは、下記事項を参考とすることができる。

(a) 統計庁長が告示する「韓国標準産業分類」上の五単位分類又は「鉱工業調査統計報告書」上の八単位分類

(b) 当該事業者の品目別又は業種別売上額等の最小会計単位

c 違反行為の期間は、その始期及び終期が明らかなきは、それにより、明らかでないときは、事業者の営業、財務関連資料、役員又は取引関係人等の陳述、同種又は類似の業種を営む他の事業者の営業及び取引実態、慣行等を考慮して、その期間を推定することができる。

(イ) 関連商品又は役務の範囲を特定することが困難な

とき、又は特定することは可能であるが、その特定された範囲に属する商品又は役務の売上額又は買入額を把握することができず、特定する実益がないとき。

a 「違反行為の期間」における事業者の「総売上額又は総買入額」に法定賦課率である一〇〇分の五を乗じて得た額が、具体的課徴金賦課の上限として機能する。

b 「違反行為の期間」の算定は、上記(ア)の方法と同一とする。

(ウ) 「違反行為」と「関連商品又は役務」との関連性がないとき。

a 具体的課徴金賦課の上限は、上記(イ)と同様の方法により算出する。

イ 入札談合

(ア) 課徴金賦課限度

a 契約が締結されたとき…契約額の一〇〇分の五以内

b 契約が締結されていないとき…一〇億ウォン以内

(イ) 課徴金賦課において、主導者と参加者とは、差別しない。

(3) 事業者団体禁止行為

ア 事業者団体

(ア) 法定上限額である五億ウォン(法第二八条第一項)の範囲において、組合、協会等団体の年間所要予算額に、一〇〇分の五を乗じて得た額を、具体的課徴金額とする。

(イ) 年間所要予算額とは、違反行為終了の日が属する年度の予算額をいう。

(4) 市場支配的地位の濫用行為、不公正取引行為、再販売価格維持行為及び不当な国際契約締結行為

格維持行為及び不当な国際契約締結行為

ア 逆進通減比率制

(ア) 課徴金賦課基準売上額(以下「売上額」という。)を、一〇億ウォン、一〇〇億ウォン、一、〇〇〇億ウォン及び一兆ウォン単位に区分した後、一〇億ウォンを基本単位売上額とし、これ以下の売上額については、各行為類型別法定比率(例…不公正取引行為一〇〇分の二)を乗じて得た額(基本単位額)の範囲において、課徴金を賦課するが、これ以上の売上額については、各単位を超えるごとに、法定比率に継続して逆進通減

比率(一〇分の一、一〇分の一、五分の一、二分の一)を順次乗じた比率(千分の二、一万分の二、五万分の二、一〇万分の二)を乗じて得た額を、基本単位額に合算した額の範囲において、課徴金を賦課する(下記表参照)。すなわち、

a 売上額が一〇億ウォン以下であるときは、当該売上額に各行為別法定比率(例：不正取引行為一〇〇分の二)を乗じて得た額(基本金額)の範囲において、課徴金を賦課する。

b 売上額が一〇億ウォンを超え一〇〇億ウォン以下であるとき。

(a) 一〇億ウォンまでは、法定比率を乗じて得た額(A)とし、

(b) 一〇億ウォンを超える部分については、法定比率に一〇分の一を乗じた比率(不正取引行為千分の二)を乗じて得た額(B)とした後、

(c) A及びBを合わせた額が具体的課徴金上限額となる。

c 売上額が一〇〇億ウォンを超え一、〇〇〇億ウォン以下であるとき。

(a) 一〇億ウォンまでは、法定比率を乗じて得た額

(A)とし、

(b) 一〇億ウォンを超え一〇〇億ウォンまでの部分については、法定比率に一〇分の一を乗じた比率(不正取引行為千分の二)を乗じて得た額(B)とし、

(c) 一〇〇億ウォンを超える部分については、法定比率に一〇〇分の一(一〇分の一×一〇分の一)を乗じた比率(不正取引行為一万分の二)を乗じて得た額(C)とした後、

(d) A、B及びCを合わせた額が具体的課徴金上限額となる。

d 売上額が一、〇〇〇億ウォンを超え一兆ウォン以下であるとき。

(a) 右と同様の方式により、一、〇〇〇億ウォンまで金額を算出し、一、〇〇〇億ウォンを超える部分については、法定比率に五〇〇分の一(一〇分の一×一〇分の一×五分の二)を乗じた比率(不正取引行為五万分の二)を乗じて得た額を合算した範囲において、課徴金を賦課する。

e 売上額が一兆ウォンを超えるとき。

(a) 上記と同様の方式により、一兆ウォンまで金額を

売上額対比適用比率表

〈不公正取引行為基準〉

売上額区分	適用比率	課徴金額
10億ウォンまで	2/100（2%）	2,000万ウォン以下
10億ウォンを超え 100億ウォンまで	10億まで2,000万ウォン＋ 10億超過分の2/1,000(0.2%)	3,800万ウォン以下
100億ウォンを超え 1,000億ウォンまで	100億まで3,800万ウォン＋ 100億超過分の 2/10,000（0.02%）	5,600万ウォン以下
1,000億ウォンを超え 1兆ウォンまで	1,000億まで5,600万ウォン＋ 1,000億超過分の 2/5,000（0.004%）	9,200万ウォン以下
1兆ウォン超	1兆まで9,200万ウォン 1兆超過分2/10,000	9,200万ウォン以上
2兆ウォン		1億1,200万ウォン
3兆ウォン		1億3,200万ウォン
10兆ウォン		1億7,200万ウォン

〔課徴金算定例〕

売上額50億ウォンであるとき：2,800万ウォン
 ・ [10億ウォンまで×0.02（2%）] + [10億ウォン超過（40億）×0.002（0.2%）] = 2,800万ウォン

売上額500億ウォンであるとき：4,600万ウォン
 ・ [10億まで×0.02（2%）] + [10億超過100億まで（90億）×0.002（0.2%）] + [100億超過500億ウォンまで（400億）×0.0002（0.02%）] = 4,600万ウォン

売上額5,000億ウォンであるとき：7,200万ウォン
 ・ [10億まで×0.02（2%）] + [10億超過100億まで（90億）×0.002（0.2%）] + [100億超過1,000億ウォンまで（900億）×0.0002（0.02%）] + [1,000億超過5,000億まで（4,000億）×0.00004（0.004%）] = 7,200万ウォン

売上額5兆ウォンであるとき：1億7,200万ウォン
 ・ [10億まで×0.02（2%）] + [10億超過100億まで（90億）×0.002（0.2%）] + [100億超過1,000億ウォンまで（900億）×0.0002（0.02%）] + [1,000億超過1兆まで（9,000億）×0.00004（0.004%）] + [1兆超過5兆まで（4兆）×0.00002（0.002%）] = 1億7,200万ウォン

算出し、一兆ウォンを超える部分については、法定比率に二、〇〇〇分の一（一〇〇分の一×二〇〇分の一×五分の一×二分の一）を乗じた比率（不公正取引

行為一〇万分の二）を乗じて得た額を合算した範囲において、課徴金を賦課する。

イ 例外——不当支援行為

(ア) 当該不当支援行為と関連した資金、資産、人力等の提供又は取引価額と正常価額との差異（以下「支援金額」という。）を合理的に算出（推定的算出を含む。）することが可能なとき…当該支援金額以内

(イ) 支援金額の合理的算出が困難なとき…当該支援行為と関連した資金、資産、人力等の規模の帳簿価額の100分の10以内

5 義務的参酌事由

(1) 義務的参酌事由の反映

ア 具体的事案について、課徴金を賦課するためには、課徴金賦課基準により、客観的に算出した課徴金額に加えて、義務的に、違反行為の内容、程度、期間、回数及び違反行為により取得した利益の規模等を考慮して、法定の上限までの範囲において、増減することができる（法第五条の三第一項）。

イ 右は、具体的事案において、競争制限性、消費者誤認性（以下「競争制限性等」という。）の程度を把握し、

課徴金を賦課するにおいて、これを反映させるためである。

(2) 義務的参酌事由の種類

ア 個別事案において、競争制限性等を判断するための要素としては、違反事業者の業界における順位、違反商品又は役務の市場占拠率、違反取引価額、違反した取引の相手方の数、違反地域、違反期間、違反回数、各種経済政策、規制法令の存否及び執行の強度、輸出入の自由化の程度及び同種外国商品が存在するか否か、現在の市場における競争の程度、将来における市場の変化の推移等がある。

(3) 義務的参酌事由の反映方法

ア 原則

義務的参酌事由は、全般的に、計量化が困難であるのみならず、各事由の存否、程度、事由間の相関関係、実際に市場に及ぼす影響等が、事案ごとに千差万別であるので、画一的にある基準を設定し、運用することができず、これらを総合的に勘案し、委員会において、課徴金額の増減の程度を定める。

イ 任意的減輕

被審人が下記事由の二に該当するときは、課徴金額の一部を減輕することができる。

- (ア) 企業の規模、資金事情等現実的課徴金負担能力
- (イ) 最近三ヶ年以内に法に違反した事実がなく、又は公正取引委員会から褒章等を受けた実績があるとき。

6 改正法律（一九九六年一月三〇日、第五二三五号、発効日九七年四月一日）の適用対象

- (1) 改正前の法律の施行当時に発生した違反行為に対しては、改正前の法律上の課徴金賦課基準により、課徴金を賦課する。

- (2) 違反行為が改正の前後にわたり行われたときは、

ア 改正前の行為に対しては、旧法上の基準により、改正後の行為に対しては、新法上の基準により、それぞれ課徴金額を算出し、これらの額を合算した後、これを法定上限額として、

<添付>

違反行為類型別売上額に伴う適用比率及び課徴金額

区分 (基準売上額)	不正取引行為、 再販売価格維持行為 不当な国際契約締結行為 (2/100)		市場支配的地位 濫用行為 (3/100)	
	適用比率	課徴金額	適用比率	課徴金額
10億ウォンまで	2/100	2,000万ウォン 以下	3/100	3,000万ウォン 以下
10億ウォンを超え 100億ウォンまで	2,000万ウォン+ 10億超過分の 2/1,000	3,800万ウォン 以下	3,000万ウォン+ 10億超過分の 3/1,000	5,700万ウォン 以下
100億ウォンを超え 1,000億ウォンまで	3,800万ウォン+ 100億超過分の 2/10,000	5,600万ウォン 以下	5,700万ウォン+ 100億超過分の 3/10,000	8,400万ウォン 以下
1,000億ウォンを超え 1兆ウォンまで	5,600万ウォン+ 1,000億超過分の 2/50,000	9,200万ウォン 以下	8,400万ウォン+ 1,000億超過分の 3/50,000	1億3,800万 ウォン以下
1兆ウォン超過	9,200万ウォン+ 1兆超過分の 2/100,000	9,200万ウォン 以上	1億3,800万ウォン+ 1兆超過分の 3/100,000	1億3,800万 ウォン以上
-10兆ウォン		2億7,000万 ウォン		4億800万 ウォン

イ 実際の課徴金額は、この指針の内容により算定する。

料 経済力集中抑制施策違反行為に対する課徴金賦課基準

資 1 制定経緯

- (1) 改正公正取引法（一九九八年二月二四日公布）において、経済力集中抑制施策違反行為に対する課徴金賦課の実効性、客観性及び一貫性を高めるため、課徴金賦課基準を告示するよう規定する。
- (2) これにより、公正取引委員会は、経済力集中抑制施策違反行為に対する課徴金賦課基準を一九九八年七月一日付委員会議決を経て制定する。

2 主要内容

- (1) 課徴金は、原則として、次の基準により算出された額を賦課する。
- ア 法違反金額（課徴金賦課基準額）に、次の算定率を適用して算出された額（基本課徴金）
- イ ただし、役員兼任による企業結合のときは、法違反金

（A表）

A表

課徴金賦課基準金額	基本課徴金算定率
1) 10億ウォン以下	7%
2) 10億ウォン～100億ウォン	10億ウォンまで0.7億ウォン+10億ウォン超過分の5%
3) 100億ウォン～1,000億ウォン	100億ウォンまで5.2億ウォン+100億ウォン超過分の2%
4) 1,000億ウォン～1兆ウォン	1,000億ウォンまで23.2億ウォン+1,000億ウォン超過分の0.5%
5) 1兆ウォン超	1兆ウォンまで68.2億ウォン+1兆ウォン超過分の0.2%

B表

売上額 又は 資産総額	1,000億ウォン 以下	1,000億ウォン～ 5千億ウォン	5,000億ウォン～ 1兆ウォン	1兆ウォン超
基本課徴金	1億ウォン	2億ウォン	3億ウォン	4億ウォン

額を算定することができず、法第一七条第三項において、五億ウォンの範囲において定額課徴金を賦課するよう規定している点を勘案して、

法違反会社の直前の事業年度における貸借対照表上の売上額又は資産総額のうち、いずれか大きい額を基準とし、次のとおり算出された額（基本課徴金）

〈B表〉

(2) 基本課徴金算定率の一律適用により発生し得る問題点を補完するため、基本課徴金の一〇〇分の三〇の範囲において、次の事項を参酌して、課徴金を加算し又は減輕できるようにする。

〈加重又は減輕事由の例示〉

ア 法違反事実を隠蔽し若しくは縮小するための虚偽の資料を提出し又は資料の提出を拒否したか否か。

イ 最近三ヶ年の法違反回数（是正勧告、是正命令、刑事処罰等）

ウ 法違反の期間、法違反の防止及び解消努力の程度

エ 経済力集中又は市場の競争に及ぼす影響

オ 当該会社の規模、経営状況等、現実的課徴金納付能力等

(3) 同基準は、告示の日から施行する（一九九八年七月一三

日官報掲載予定）。

3 期待効果

- (1) 課徴金賦課水準が多少高まることが予想されることにより、法違反行為の事前予防及び効果的制裁が可能となる。
- (2) 併せて、課徴金賦課の客観性及び一貫性が高まる。

〈参考〉 法違反金額別課徴金賦課水準

法違反金額	基本課徴金	加重・減輕額	課徴金額
○100億ウォン	5.2億ウォン	±1.56億ウォン	3.64~6.76億ウォン
○1,000億ウォン	23.2億ウォン	±6.96億ウォン	16.24~30.16億ウォン
○1兆ウォン	68.2億ウォン	±20.46億ウォン	47.74~88.66億ウォン

（原文）

独占規制及び公正取引に関する法律第十七条（課徴金）第四項の規定により、課徴金賦課基準を次のとおり告示する。

一九九八年七月一三日

公正取引委員会

1 目的

この告示は、独占規制及び公正取引に関する法律（以下「法」という。）第十七条に規定する「課徴金」を賦課するための課徴金賦課基準額の算定、課徴金の賦課基準、課徴金を賦課するときの参酌事由等細部基準を定めることを、その目的とする。

2 課徴金賦課基準額の算定

- (1) 法第七条（企業結合の制限）の規定に違反したときは、次の各号の一に定める額を、課徴金賦課基準額とする。
- ア 法第七条第一項第一号（株式取得）又は第五号（会社新設への参加）の企業結合のときは、取得し又は所有した株式の帳簿価額と引き受けた債務の合計額

イ 法第七条第一項第三号（合併）の企業結合のときは、合併の代価として交付した株式の帳簿価額と引き受けた債務の合計額

ウ 法第七条第一項第四号（営業譲受）の企業結合のときは、営業譲受額

(2) 法第九条（相互出資の禁止等）の規定に違反したときは、次の各号の一に定める額を、課徴金賦課基準額とする。

ア 法第九条（相互出資の禁止等）第一項のときは、後に株式を取得し相互出資を発生させた会社が、取得し所有した相手方会社の株式の取得価額。ただし、法第一四条第三項の規定により、一年間の猶予期間が与えられ、同猶予期間内に相互出資を解消することができないときは、相互出資をしているそれぞれの会社が取得し所有する相手方会社の株式の取得価額

イ 法第九条（相互出資の禁止等）第三項のときは、中小企業創業投資会社が取得し所有する国内の系列会社の株式の取得価額

(3) 法第一〇条の二（系列会社に対する新規債務保証の禁止）第一項及び第一〇条の三（既存債務保証の解消）第一項の規定に違反したときは、次の各号の一に定める額を、課徴

3

課徴金賦課基準

(1) 課徴金は、次の算定基準により算出した額（以下「基本

金賦課基準額とする。ただし、外貨の貸出に対する債務保証は、当該法違反行為があった日の金融決済院が告示をした基準為替交換率を適用し、ウォン貨に換算した額を、課徴金賦課基準額とする。

ア 法第一〇条の二（系列会社に対する新規債務保証の禁止）第一項の規定に違反したときは、当該新規債務保証の約定額

イ 法第一〇条の三（既存債務保証の解消）第一項の規定に違反したときは、既存債務保証の約定額の合計額

ウ 附則（一九九八年二月二四日）第二項（債務保証に対する経過措置）の規定に違反したときは、直前の事業年度における貸借対照表に表示された自己資本の額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た額を超過した既存債務保証の約定額の合計額。ただし、直前の事業年度終了の日以降解消期限までに、自己資本の額に増減があるときは、これを勘案しなければならない。

〈表1：課徴金算定基準〉

課徴金賦課基準金額	基本課徴金算定率
1) 10億ウォン以下	7%
2) 10億ウォン～ 100億ウォン	10億ウォンまで0.7億ウォン+10億ウォン超過分の4%
3) 100億ウォン～ 1,000億ウォン	100億ウォンまで4.3億ウォン+100億ウォン超過分の1%
4) 1,000億ウォン～ 1兆ウォン	1,000億ウォンまで13.3億ウォン+1,000億ウォン超過分の0.2%
5) 1兆ウォン超	1兆ウォンまで31.3億ウォン+1兆ウォン超過分の0.1%

〈表2：定額課徴金算定基準〉

売上額又は 資産総額	1,000億ウォン 以下	1,000億ウォン～ 5千億ウォン	5,000億ウォン～ 1兆ウォン	1兆ウォン超
基本課徴金	1億ウォン	2億ウォン	3億ウォン	4億ウォン

資料

課徴金」という。)を賦課することを、原則とする。

ア 課徴金賦課基準額に、(表1)の基本課徴金算定率を適用して算出した額

イ ただし、役員兼任による企業結合のときは、直前の事業年度における貸借対照表に表示された売上額又は資産総額のうち、いずれか大きい額(新たに設立された会社にあつて、直前の事業年度における貸借対照表がないときは、納入資本金)を基準として、(表2)の算定基準により算出した額

(2) 公正取引委員会は、次の事項を参酌して、基本課徴金の

一〇〇分の三〇の範囲において、課徴金を加算し又は減輕することができる。ただし、法違反事由、法違反内容、法違反会社の経営状態、その他諸般の与件を総合考慮し、同規定による課徴金の加重又は減輕が著しく不合理であると認めるときは、これを超過させることができる。

ア 当該法違反事実を隠蔽し又は縮小させるため、虚偽の資料を提出し又は資料の提出を拒否した事実があるか否か。

イ 最近三ヶ年、法違反により、是正勧告、是正命令、課徴金又は刑事処罰を受けた事実、又は公正取引委員会か

ら褒章若しくは優秀会社であるとの評価を受けた事実

ウ 法違反期間、法違反の防止又は解消努力の程度

エ 当該違反行為又は関連行為が経済力集中若しくは市場競争に及ぼす影響

(ア) 企業結合のときは、市場占拠率、市場規模等を考慮して評価

(イ) 相互出資又は債務保証のときは、当該会社の出資比率、出資形態、大規模企業集団としての指定期間、負債比率等を考慮して評価

オ 当該会社の規模、経営状況等、現実的課徴金納付能力等

附則

この告示は、告示の日から施行する。